

大阪市立喜連北小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年度 策定

1. 基本理念と本校の重点目標

本校では、「いのち1番 にこにこ2番 あいさつ3番」をいじめ防止の基盤に据え、全教職員が一体となって「いじめを絶対に許さない、見逃さない学校づくり」を推進する。大阪市いじめ対策基本方針に基づき、本校の具体的な取組を以下に定める。

・いのち1番(最優先の安全)

児童の心身の安全・命を最優先に守り、いじめの兆候や小さなサインを決して見逃さない。

・にこにこ2番(安心の学級)

誰もが笑顔で自分らしく過ごせる、温かい学級・学校環境(学校安心ルール)を醸成する。

・あいさつ3番(繋がる心)

互いを認め合い、自発的に言葉を交わし合うことで、孤立する児童を出さない仲間づくりを行う。

2. 本校のいじめ対策組織(いじめ対策委員会)

いじめの未然防止、早期発見、事案対処を組織的かつ迅速に行うため、以下の常設組織を置く。学級担任が問題を一人で抱え込むことを防ぎ、学校全体で対応する。

・構成員…全教員〈可能であればスクールカウンセラー〉

・開催頻度…定例会(月1回実施)

※ただし、いじめの認知や疑いが発生した場合は「緊急いじめ対策委員会」として即時開催(校長、教頭、教務主任、生活指導、養護教諭、当該学年)する。

・主な役割…校内情報の集約・共有、事案発生時の役割分担の決定、組織的対応のコントロール、教職員研修の企画。

3. 未然防止・早期発見の具体的取組(年間計画)

教職員の資質向上を図りながら、児童の変化を捉えるため、年間を通じて以下の取組を確実に実施する。

(1) 教職員の組織的な資質向上・外部連携

・月1回の「児童理解研修」の実施

全教員で各学級の児童の様子を共有し、いじめの構造や初期対応についてのケーススタディを重ねる。

・スクールカウンセラー(SC)の活用

児童や保護者の相談窓口として機能させ、心理的アプローチからの早期発見に努める。

・区担当スクールソーシャルワーカー(SSW)との連携(1~2ヶ月に1回)

定期訪問を通じ、家庭環境に課題を抱える児童への福祉的アプローチや関係機関との連携を強化する。

(2) 児童への働きかけと早期発見の徹底

・「学校安心ルール」の周知徹底

機会がある毎に「されて嫌なことはしない・言わない」等の共通ルールを児童に分かりやすく指導する。

・「いじめについて考える日」の講話と授業

大阪市の方針に連動し、校長による全校講話、および各学級での人権・道徳授業を一体的に行い、児童の意識を高める。

・「こころの天気」の活用

日々児童が入力する「こころの天気」に、担任はじめ管理職や担任外など誰もが目を通し、内容によっては返信を書いたり、教職員間で共有したり、日々のちょっとした変化を見逃さないように見守る。

・学期に1回の「いじめアンケート」の確実な実施

毎学期、全児童を対象にアンケートを実施し、集計・分析を速やかに行う。気になる記述やサインがあれば、即座に個人懇談や全教職員による見守りを開始する。

4. いじめ認知から解決までの初期対応フロー

いじめの疑い(児童からの訴え、アンケート、教員の目撃、保護者からの連絡等)を覚知した場合、スピードを最優先に以下のフローで組織的に対応する。

【発生・覚知】（教職員の誰もが認知窓口となる。軽微な事案であっても軽視しない）

【即時の初期対応】

- ① 被害児童の安全確保（別室対応や教員による見守り等）
- ② いじめ対策委員会へ即時報告（管理職への即時伝達、委員会緊急招集）
- ③ 事実関係の速やかな確認（被害・加害・周囲の児童から別室かつ複数教員で聞き取り）
- ④ 保護者への連絡（同日中に被害・加害双方の保護者へ事実説明と今後の対応を連絡）

【大阪市教育委員会・外部機関への報告】

- ・ いじめを認知後、すみやかに教育委員会へ「第1報」を提出（遅くとも翌日中）
- ・ 犯罪行為の疑いがある場合は、管理職の判断のもと即座に「所轄警察署」へ相談・通報

【継続的な指導・支援（アプローチ）】 ※詳細は下記5を参照

【解消・見守り】

- ・ いじめ行為が止んで3ヶ月以上経過し、被害児童が「心身の苦痛」を感じていない状態

5. 被害・加害児童への具体的な指導・支援(重点アプローチ)

本校の教育目標に基づき、被害・加害それぞれの立場に合わせた徹底的なアプローチを行う。

(1) 被害児童へのアプローチ(いのち1番:最優先の徹底保護)

被害児童が安心・安全を感じ、「学校は自分を絶対に守ってくれる」と確信できるよう対応する。

・徹底的な寄り添いと傾聴

決して児童の訴えを否定せず、「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」という姿勢で、共感しながら辛い気持ちを最後まで聴く。

・安全の確約

加害児童と物理的な距離を保つ(座席変更、教員による休み時間の見守り、別室登校等)措置を即座に講じる。

・心理的ケア(SCの活用)

週 1 回来校するスクールカウンセラー(SC)による定期的なカウンセリングを最優先で設定し、心の傷の回復を図る。

・**家庭との強固な連携**

その日の学校での様子や対応の進捗を保護者に電話または対面で丁寧に伝え、学校への信頼と安心感につなげる。

(2) **加害児童へのアプローチ(にこにこ2番:内省と行動の変容)**

いじめ行為は絶対に許さないという厳しい姿勢で臨みつつ、児童が自らの行為に向き合い、笑顔でやり直せるよう指導する。

・**事実に基づく厳格な指導**

複数教員(生活指導担当・学年主任等)で対応し、言い訳を許さず、自分の行為がいかに相手を傷つけたかを理解させる。

・**背景の分析とサポート(SSW の活用)**

いじめの背景にあるストレスや家庭環境の課題、寂しさ等に着目する。必要に応じて、1~2ヶ月に1回来訪するスクールソーシャルワーカー(SSW)と連携し、家庭への支援や福祉的アプローチを行う。

・**謝罪と関係修復のタイミング**

形だけの謝罪はさせず、加害児童が心から反省し、被害児童が「謝罪を受け入れる」準備が整った段階で、教員立ち会いのもとで行う。

・**変容への価値づけ**

指導後は監視するだけでなく、正しい行動ができたときには認め、褒めることで「にこにこ」笑顔で過ごせる適切な人間関係の築き方を学習させる。

6. 点検と評価(PDCA サイクルの確立)

・本方針は、年度末のいじめ対策委員会において、今年度のいじめ発生件数、解消率、学校評価(保護者・児童アンケート)の結果をもとに実効性を評価し、次年度に向けて毎年必ず見直し・改定を行う。